



## JSG ニュースレター

<Tax>

### COVID-19 感染拡大期間、 2022 年株主総会の開催延期申請が可能

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾会社法（以下「会社法」）第 170 条第 1 項及び第 2 項には「会社は定時株主総会を毎年少なくとも 1 回招集し、毎年会計年度の終了後 6 か月以内に開催しなければならない。ただし、正当な理由をもって主管機関に届出、許可を受けた場合は、この限りではない。」と規定されています。また、台湾經濟部は 2020 年 4 月 16 日付 經商 10902015230 号通達において「会社は重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)感染拡大によって、2020 年の定時株主総会の開催が困難である場合、当該防疫要因は正当な理由に属すると認められ、会社法第 170 条第 2 項の規定により、主管機関に開催延期を申請することができる。ただし、株式の公開発行会社については、証券主管機関が別途定める規定がある場合、その規定に従うこととする」としています。

COVID-19 感染拡大の深刻化に伴い、台湾經濟部は 2022 年 5 月 5 日付で会社の各登記主管機関に対し商 11100594730 号文書を発し、「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）」の感染拡大期間中に、2022 年の定時株主総会招集が困難である場合、2020 年 4 月 16 日付通達規定に基づき、会社は主管機関に対し定時株主総会の開催延期を申請できると通知しています。

## 勤業衆信の見解

1. 台湾証券取引法第 36 条第 7 項の規定に基づき、株式を上場している、又は証券会社の営業所で株式を売買している会社は、定時株主総会を毎年会計年度の終了後 6 か月以内に開催しなければならない、会社法第 170 条第 2 項但書の規定は適用されません。従って、金融監督管理委員会が中央感染症対策センターと協議して特別な条例を提示することがない限り、上場、店頭登録、エマージング（興櫃）会社は今年 6 月末までに 2022 年の定時株主総会を開催する必要があります。また、金融監督管理委員会の規定により、全ての上場企業は電子形式による議決権行使を議決権の行使方法の一つとする必要があり、株主総会の開催通知において電子投票の議決権行使方法を記載しなければなりません。株主の権益を保障するためにも、株主に電子投票による議決権行使の方法を促すことが推奨されます。ただし、株主の意思表示は株主総会開催の 2 日前までに会社に通知されることが条件となります。
2. 会社法第 170 条第 2 項の「正当な理由をもって主管機関に申請の上、許可を受けた場合、定時株主総会の開催を延期できる」という規定は個別に申請・承認が必要な案件に属します。よって、株式の非公開会社又は非上場、非店頭登録及び非エマージング（興櫃）の株式公開会社が、コロナ対策によって 2021 年定時株主総会の開催が確実に困難である場合、6 月末までに当該事由を会社の登記主管機関に個別に申請し、承認を得ることにより初めて株主総会の開催延期が適法となります。
3. また、実際に会場での株主総会を開催すると、集団感染の恐れがあるため、会社法に基づき定款でオンラインによる株主総会の開催を定めている場合はオンラインによる株主総会の開催を選択することも可能です。オンライン開催について定款に定めていない公開会社は、2022 年定時株主総会について会場開催の株主総会の補完手段としてオンラインの同時開催を検討する場合、「公開会社株式事務処理準則（中国語：公開發行股票公司股務處理準則）」に定める、董事および監察人の選任議案がないなど、一定の条件を満たせば、株主総会の招集通知に招集に関する事項を明記し、株主総会の招集方法に関する重要な情報を投資家に通知することを条件に、董事会の特別決議により今年度は実施することが可能です。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTLの各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業叡信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### <Tax>

# COVID-19 疫情期間，公司召開 111 年股東常會有困難者可依法申請延期

按公司法第 170 條第 1 項及第 2 項之規定，公司股東常會每年至少召集一次，並應於每會計年度終了後六個月內召開。但有正當事由經報請主管機關核准者，不在此限。經濟部前於 109 年 4 月 16 日以經商 10902015230 號函示，公司若因「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」疫情期間，致召開 109 年股東常會有困難者，該防疫因素得認屬「正當事由」，可依公司法第 170 條第 2 項規定，向主管機關申請延期召開。但公開發行股票之公司，證券主管機關另有規定者，從其規定。

為因應 COVID-19 疫情現況日益嚴峻，經濟部於 111 年 5 月 5 日以經商 11100594730 號函告各公司登記主管機關，重申有關「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」疫情期間，致召開 111 年股東常會有困難者，公司仍可依 109 年 4 月 16 日函規定，向主管機關申請延期召開股東常會。

#### 勤業眾信觀點

1. 依證交法第 36 條第 7 項規定，股票已在證券交易所上市或於證券商營業處所買賣之公司，其股東常會應於每會計年度終了後六個月內召開；不適用公司法第 170 條第 2 項但書規定。準此，除非金管會洽中央流行疫情指揮中心依特別條例另有核示外，已上市、上櫃及興櫃之公司仍應於今年 6 月底前召開 111 年股東常會。因全體上市櫃公司已應金融監督管理委員會之規定，須將電子方式列為表決權行使方式之一，並應於股東會召集通知載明電子投票行使表決權之方式，建議公司可提醒股東以電子投票方式行使表決權，以保障其

股東權益，惟股東之意思表示應於股東會開會前二日送達公司，以符規定。

2. 又公司法第 170 條第 2 項有正當事由經報主管機關核准者，得延期召開股東常會之規定，允屬個案申請核准性質。因此，非公開發行股票之公司或未上市、上櫃及興櫃之公開發行股票之公司，若確有防疫因素，致有召開 111 年股東常會之困難者，應於 6 月底前個別提出事由向其公司登記主管機關申請延期召開，並經核准，始為適法。
3. 另為避免實體召開股東會，致恐有群聚染疫之疑慮，公司如已依公司法規定於章程訂明得以視訊會議召開股東會者，仍可選擇其視訊召開方式，至公開發行公司雖未及於章程載明視訊會議，就 111 年股東常會倘考量擬以視訊輔助實體股東會之召開，則如符合「公開發行股票公司股務處理準則」所訂無董事監察人選舉議案等一定條件者之規定，今年得經董事會特別決議後即可辦理，惟應於股東會召集通知載明其召開相關事項，並發布重大訊息向投資人說明召開方式。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱“DTTL” )，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 ( 統稱為“Deloitte 組織” )。DTTL ( 也稱為“Deloitte 全球” ) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱“DTTL” )、其會員所或其相關實體的全球網絡 ( 統稱為“Deloitte 組織” ) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 ( 明示或暗示 )，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利